

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：上山棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

上山棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- 耕作放棄の防止・削減

令和 7 年まで上山棚田における耕作放棄率 14.3% の現状を維持する。

- 担い手の確保

令和 7 年までに上山棚田の保全に取り組む関係人口を 180 人から 250 人に増加させる。

- 生産性・付加価値の向上

令和 7 年までに、上山棚田における農地集積率を 0 % から 2 % (1.2ha) に増加させる。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- 農産物の販売促進

令和 7 年までに棚田米の販売量を 1.5t から 2.0t に増加させる。

- 良好な景観の形成

上山棚田において、石積み等の工法を用いた棚田の災害復旧を実施するなど、良好な景観を確保する。

- 伝統文化の継承

上山棚田で秋祭りで催される獅子舞などの伝統文化の継承を図るために現在行っている 2 回／年の活動を継続する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

上山棚田で農村交流体験イベント（御田植祭、収穫祭等）を年間 6 回開催し、年間 1,000 人の参加者を確保する。

- 棚田を観光資源とした地域振興

令和 7 年までに上山棚田地域における農泊の取組数を 3 軒から 6 軒に増加させ、年間 300 人の宿泊者を確保する。

- 棚田米等を活用した 6 次産業化の推進

令和 7 年までに棚田米を原料とした日本酒（加工品）の販売量を 1,800 ℥ から 2,000 ℥ に増加させる。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

ボランティア等を活用しながら、上山棚田の耕作放棄地を維持・減少する。

・担い手の確保

これまで地元へ定着した例のある地域おこし協力隊制度等を活用しながら、現在行っている田植、稻刈りなどの農作業イベントや夏祭りや秋祭り（収穫祭）などを通じて上山棚田における棚田の保全や棚田における農業をPRし担い手の確保を推進する。

・生産性・付加価値の向上

上山棚田において、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集約（0%から2%）する。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の販売促進

棚田米のブランド化を図るとともに、棚田米の販路を拡大（1.5tから2.0t）する。

棚田米を原料とした日本酒（加工品）の販路を拡大（1,800ℓから2,000ℓ）する。

・良好な景観の形成

上山棚田において、石積み等の工法を用いた棚田の災害復旧を実施するなど、良好な景観を確保する。

・伝統文化の継承

秋祭りで催される獅子舞などの伝統文化の継承を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

上山棚田で農村交流体験イベント（御田植祭、収穫祭等）を年間6回開催し、年間1,000人の参加者を確保する。

・棚田を観光資源とした地域振興

上山棚田地域において、新たな取り組みとして農泊を実施する。また、空き家/古民家を再生し、活用することによって、宿泊需要を喚起する。

・棚田米等を活用した6次産業化の推進

棚田米を原料とした日本酒（加工品）の製造・販売に取り組む。

（2）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

上山棚田地域振興協議会は、美作市、農業者、農業者団体、地域住民、NPO法人で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。指定棚田地域振興協議会は多様なメンバーで構成され活動を開始しているが、規約化されていないため役割分担が不明確な部分もある。そこで、棚田地域振興に対するメンバーの機運が高まっている中で、実際の活動を通して実働に資する規約を今後作成し、メンバー間の意識統一を図ることとしている。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項